

届 出 書 記載例

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

新規及び期間延長の届出の場合、業務を行う期間の開始日から
中 10 日空けて（11 日前までに）届出を行ってください。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局長

殿

愛 知 県 知 事

○添付書類

- ・案内所の地図（最寄駅もわかるもの）
- ・物件の地図（最寄駅もわかるもの）
- ・（同一所在地に複数の案内所を設置する場合）区画分けされていることがわかる事務所の間取り図
- ・（変更の届出の場合）当初の届出の写し

商号又は名称 株式会社〇〇不動産
国土交通大臣
免許証番号 (〇〇) 第〇〇〇〇〇号
愛知県知事
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所		名 称	〇〇〇〇現地案内所		
			所 在 地	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話番号 052-954-6582		
2 業務の内容	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介			
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理			
	取り扱う 宅地建物 の内容等	物件の 種類等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称		(商号又は名称) 国土交通大臣 株式会社〇〇地所 愛知県知事 (〇〇) 第〇〇〇〇〇号	
			名 称	〇〇〇〇〇マンション		
			所 在 地	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号		
			宅 地	区画 敷地面積の合計	m ²	
			戸 建 住 宅	戸 延べ面積の合計	m ²	
	区分所有建物	(〇〇) 〇〇 戸	(〇〇〇〇) 〇〇〇〇 m ²	(当初)		
3 業務を行う期間		〇〇年 〇月 〇〇日 から 〇〇年 〇月 〇〇日まで				
4 専任の宅地建物取引士		氏 名		登 録 番 号		
		〇〇 〇〇		(愛知県) 第〇〇〇〇〇〇号		

別の店舗で専任の宅地建物取引士等の常勤が必要な役職に就いている方は、案内所の専任の宅地建物取引士にはなれません。

※ 〇〇年〇〇月〇〇日 届出 専任の宅地建物取引士変更

申請における注意点

届出の対象

- ・ 10 区画以上の 1 団の宅地又は 10 戸以上の一団の建物を分譲する案内所（契約の締結、申込みの受理）。
- ※ 1 団の宅地が 10 戸未満の場合は受理できません。
- ※ 1 つの案内所で扱える 1 団の宅地建物は 1 つです。
- ※ 1 つの建物内に 2 つの案内所を設置する場合は、案内所を区分けして、それぞれの案内所に専任の宅地建物取引士を設置する必要があります。この場合、区画分けされていることがわかる建物の平面図・事務所の間取り図が必要です。

届出書の作成方法

1 提出部数

- （1）愛知県知事免許の業者 → 正本 1 部、副本 1 部（副本はコピー可）
- （2）大臣免許の業者 → 正本 1 部（大臣の受付印の有無は問わない）
- （3）他県知事免許の業者 → 正本 2 部、副本 1 部（副本はコピー可）

2 よくある不備事項

- （1）電話番号は記入してありますか。
- （2）物件数は 10 戸以上ありますか。
- （3）期間の開始日は、届出日から中 10 日空いていますか。
- （4）期間は 1 年以内ですか。
- （5）案内所と物件、両方の所在地が確認できる地図が添付されていますか。
（地図は 2 枚以上になっても構いません。）

3 別の店舗で専任の宅地建物取引士等の常勤が必要な役職に就いている方は、案内所の専任の宅地建物取引士にはなれません。

届出の変更の場合の注意点

- 1 既に届出がある案内所について、業務の種別・態様の変更、期間の延長、専任の宅地建物取引士の変更をする場合は、変更のない部分も含めて全て記入してください。
- 2 「物件の種類等」に記載する物件の数・面積は、当初の届出内容をカッコ書きで記入したうえで、新たな届出時点での物件の数・面積を記入してください。
- 3 欄外下側に、当初の届出日と、変更内容を記入してください。
- 4 10 戸未満となっても、期間の延長、専任の宅地建物取引士の変更の場合は届出ができます。